



これは食生活改善推進員連絡協議会のマークです。食生活改善推進員連絡協議会は全国的な組織で、約 18 万人の健康づくりの輪を広げている推進員がいます。

(平成 23 年度集計)

食生活改善推進員発足の経緯から歩み

昭和 23 年	*昭和 20 年代、食料が十分でなく栄養不足、乳児死亡率が高く家庭の主婦が問題を抱える中、各都道府県の保健所を中心に、主婦を対象とした「栄養教室」が行われるようになる。そこで、健康・生活について正しい知識、技術を学習し、自らが健康生活の実践者となり、この問題に意欲的に取り組む主婦グループが誕生する。
昭和 30 年	*昭和 27 年に栄養改善法が公布。 *昭和 29 年、厚生省主催で食生活改善コンクールと食生活改善中央大会が開催され、栄養改善普及運動が盛んになる。 *財団法人日本食生活協会が設立される。食生活改善推進員の核となる組織が誕生する。
昭和 34 年	*厚生省施策「栄養及食生活改善実施地区組織の育成について」に基づき、ボランティアによる食生活改善の推進が始まる。
昭和 45 年	*保健所での栄養教室修了者 68 名を会員とし、米子市の食生活改善推進員としての活動が開始される。
昭和 50 年	*厚生省より、栄養教室終了して地域で活動するリーダーを「食生活改善推進員」の名称で呼ぶ方針が提示される。
昭和 53 年	*厚生省第1次国民健康づくり対策が展開される。 健康づくり元年として「国民の健康づくり地方推進事業及び婦人の健康づくり推進事業」を開始される。 食生活改善事業の中に地域住民が自らの発意により自発的に食生活の改善を中心とした健康づくりのための普及啓発を行うことを推進される。 *米子市では、米子がいな祭りに参加し、趣向を凝らしたパレードで食生活改善推進員会のPRを行い、会員同士の交流を図る。
平成 2 年	*厚生省「食生活改善推進員について(知事通知)」が公表される。 国民の健康づくり地方推進事業の中に「食生活改善事業」を明確に位置づけると共に、食生活改善推進員が、運動普及推進員になることが奨励された。 *米子市では、市内の小学 5 年生を対象として朝食の実態調査を行い、地域での活動に活かす活動を行う。
平成 9 年	*地域保健法が施行される。 *食生活改善推進員の養成が市町村で行われる。 米子市では、平成 8 年度から養成開始する。
平成 17 年	*食育基本法が施行される。 食育推進基本計画の中に、食生活改善推進員がその担い手として位置づけられる。 食育アドバイザーとして活動を開始する。
平成 24 年	*食生活改善推進員に男性会員の加入が可能となる。 平成 11 年男女共同参画社会基本法の施行により、養成講座は、男女の区別なく市町村で養成が行われる。 養成後の活動団体である「全国食生活改善推進員連絡協議会」が女性の活動団体として設立以来活動を行っていた。そのため、平成24年度より男性会員の加入が認められ、活動の輪が広がる。 *米子市でも、平成 25 年度より男性の会員が誕生する。

食生活改善推進員とは

私達の食生活は便利で豊かになりました。でも食事の仕方やその内容を考えたとき、本当に豊かになったと言えるでしょうか？最近、生活習慣病(ガン、脳卒中、心臓病など)の増加や子どもの食の「心の健康」への影響など、毎日の食生活の重要性が盛んに言われています。正しい食生活は、毎日を健康に過ご

していくうえでの基本です。しかし、自分一人で考え、改善していくことはとても大変。そんなときに、あなたの身近にどんな食事をとればいいのか、食生活の改善方法や毎日の料理について、相談にのってくれる人がいたらどうでしょう。それが、食生活改善推進員です。平成6年に食生活改善推進員の愛称を「ヘルスマイト」と決め、健康づくりをする仲間の輪を表現し、地域の人々に知ってもらうことにしました。米子市が行う食生活改善推進員養成講座を修了した者が自らの意志で食生活改善推進員として地域ボランティア活動に携わります。現在、17人の食生活改善推進員が車尾地区で活動しています。

(1)この会の目的

会員の資質の向上をはかり、車尾地区における食生活改善の推進母体として実践活動を日々重ねていく。

(2)目的達成のための事業

事業	備考
講習会・研究会	米子市主催の会に積極的に参加
調査・研究	食生活の改善に関するもの
伝達講習会	車尾地区住民を対象に年数回
広報活動	各種イベントに参加し、料理の実演など

(3)この会の会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、車尾校区食生活改善推進員会と称し、事務局は会長が会員の中から委嘱する。

(目的)

第2条 この会は、会員の資質の向上を図り、実践活動をとおして、地域社会の食生活の改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会
- (2) 食生活改善に関する調査研究
- (3) 校区民に対する伝達講習会、展示会等の開催
- (4) その他目的を達成するための事業

(組織)

第4条 この会は、食生活改善講座修了者をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 ・会計 1名
- 2 役員は、下記の順番地区から選出し、総会において承認する。
観音寺→2区→3区→4区→5区→6区→7区→中島→戸上
当番区で役員数が充足しない場合は、次の当番区から選出することができる。
- 3 役員はこの会の運営に関する企画等、具体的計画の立案および連絡にあたる。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、その職務において役員たる者を除いて1年とし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 会議の議長は、会長が努める。

- 2 議決は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときは議長が決定する。
- 3 会則の改廃は総会で決定する。

(顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。



2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(会計)

第9条 この会の経費は、会費、寄付金、助成金をもってこれに充てる。

2 会費は、4月に納入する。ただし、調理実習、その他の費用は必要に応じて徴収することができる。

3 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(文書)

第10条 この会に関する文書の保存期間は5年とする。

附則 この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

2 平成13年4月6日の総会において、副会長を1名とすることに議決決定される。

3 平成13年2月9日の定例会で、会長・会計の任期を2年から1年とする。(ただし、再任は妨げない。)

4 平成16年4月2日の総会において、役員を選出方法、文書規定、および慶弔規定を定めた。

(4)自治会ごとの在籍数

自治会名	配置数	自治会名	配置数
車尾2区	1名	中島	3名
車尾3区	3名	王子社宅	0名
車尾4区	3名	観音寺新町1丁目	0名
車尾5区	1名	観音寺新町2丁目	0名
車尾6区	0名	観音寺新町3丁目	0名
車尾7区	3名	観音寺新町4丁目	0名
観音寺	2名	観音寺新町5丁目	0名
戸上	1名		



そうそう丁寧にね